

令和3年4月24日

保護者の皆様

調布市立第八中学校  
校長 佐藤 政彦

### 緊急事態宣言発令に伴う感染症対策について

4月とはいえ、初夏を思わせるような陽気が続くこのごろ、皆様にはますますご清祥のこととお喜び申し上げます。日頃より本校の教育活動にご理解ご協力を賜り、厚く御礼を申し上げます。

さて本校では、3回目の緊急事態宣言（4/25～5/11）を受け、調布市立学校感染症予防ガイドラインに従い、下記のような対応を取らせていただきます。生徒一人一人に徹底した感染症対策と、健やかな学びの保障を最優先として取り組んでまいります。何卒、ご理解とご協力を賜りますよう、お願い申し上げます。なお、宣言期間が延長された際の対応については、再度ご連絡をいたします。

### 記

#### 1 学校運営の基本方針

感染防止対策を徹底しながら学校運営を継続する。

#### 2 具体的な対応策及び指導

##### (1)基本的な感染症予防策について

ジャージによる登校を可とする。（期間は体育祭終了まで）

##### (2)学習活動について

授業時間の変更は行わない。昼休みの時間帯に終学活・清掃を行い、一般下校を15時30分とする。

##### (3)部活動について

平日の活動時間は、1時間30分以内とし、最終下校時刻を5時とする。朝練は、不可とする。休日・祝日の活動は、部活動ガイドラインに沿って3時間以内とし、対外試合も可とする。対外試合参加の際は、事前に参加同意書を提出する。

##### (4)給食における感染症予防策について

対面して喫食する形態を避け、会話は控える。また、教卓には飛沫防止パネルを設置する。

##### (5)学校行事等について

体育祭は、実施時間・内容を工夫して予定通り実施する。なお、保護者の参観は、一家庭1名とする。また、5/12（水）より朝練を実施する。

##### (6)保護者や学校関係者の学校への出入りについて

原則、学校への出入りを禁止とする。

#### 3 家庭における感染症対策の依頼

家族に発熱等の症状が見られる場合は無理せず自宅休養すること。この場合、欠席扱いにはしない。